

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月10日 千葉地方法務局成田出張所 登記官 橋本隆

記

意見又は資料の提出先

〒260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3

千葉地方法務局不動産登記部門 所有者不明土地対策室

電話番号 043-302-1393

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
0423 - 2025 - 0001	成田市押畑字台	2 8	墓地	8 6 9
0423 - 2025 - 0002	成田市押畑字台	1 0 4	山林	1 1 5
0423 - 2025 - 0003	成田市押畑字台	1 2 6	墓地	5 0 5
0423 - 2025 - 0004	成田市押畑字塩内	2 1 0 - 1	田	3 ・ 3 0
0423 - 2025 - 0005	成田市押畑字古台	1 5 6 0	原野	6 6
0423 - 2025 - 0006	成田市押畑字岩ヶ作	1 8 9 6 - 2	山林	3 6 6
0423 - 2025 - 0007	成田市押畑字岩ヶ作	1 8 9 7 - 1	畑	1 4 5